

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月3日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第39号

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例

新潟市立図書館条例（平成19年新潟市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第12条第2項を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の新潟市立図書館条例第11条第3項の規定により発行したプリペイド・カードは、令和6年3月31日までの間は従前のおり使用できるものとする。